

ちばアクアラインマラソン2026
開催業務委託落札者決定基準

令和7年5月

ちばアクアラインマラソン実行委員会

第1 落札者決定基準の位置付け

ちばアクアラインマラソン 2026 開催業務委託落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、ちばアクアラインマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）がちばアクアラインマラソン 2026 開催業務委託（以下「本委託」という。）に係る入札を実施するに当たり、入札参加希望者を対象に交付する入札説明書と一体をなすものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するに当たって、最も優れた提案を行った者を選定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

第2 落札者の決定

1 落札者の決定方式

本委託に係る業務を実施する者は、専門的な知識やノウハウを有することが必要であるため、落札者の決定に当たっては、価格及びその他の条件によって落札者を決定する総合評価一般競争入札に基づき実施する。

2 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、二段階の審査により実施し、第一次審査として入札参加資格審査、第二次審査として入札書類の確認、入札価格審査（開札）、基礎審査、業務提案審査及び総合評価を行う。

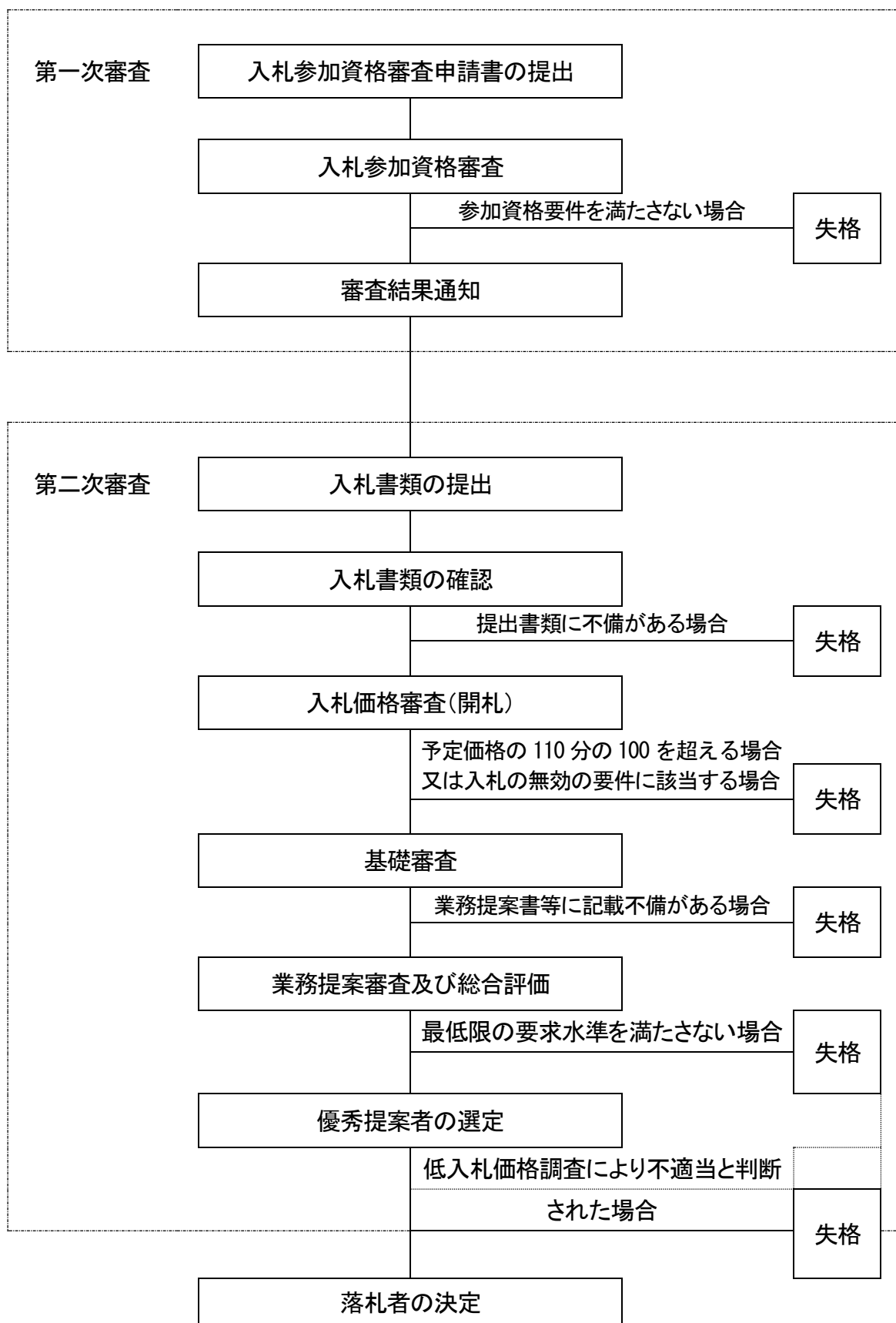
業務提案審査及び総合評価に当たっては、実行委員会に設置した学識経験者及び千葉県職員で構成する「ちばアクアラインマラソン 2026 開催業務委託総合評価委員会（以下「総合評価委員会」という。）」において、入札参加者から提出された入札書類の審査を行い、優秀提案者を選定することとし、これを踏まえ実行委員会の会長が落札者を決定する。なお、総合評価委員会は非公開とする。

総合評価委員会の委員は次のとおりである。

役職	委 員 名	所 属 ・ 職	備 考
委員長	谷藤 千香	千葉大学大学院国際学術研究院 准教授	学識(スポーツ経営学)
委員	新村 浩章	日本陸上競技連盟 JTO (Japan Technical Officials)	学識(陸上競技)
委員	東海林 智之	総合企画部地域づくり課課長	魅力発信の観点
委員	加瀬 裕子	防災危機管理部危機管理政策課危機 管理室室長	危機管理の観点
委員	北村 規彦	商工労働部観光政策課課長	観光施策の観点
委員	島津 政男	環境生活部スポーツ・文化局生涯スポ ーツ振興課ちばアクアラインマラソ ン準備室室長	企画・運営の観点

3 審査の実施手順

審査の実施手順は、以下のとおりである。



第3 第一次審査

1 入札参加資格審査

実行委員会は、入札参加希望者から提出された入札参加資格審査申請書により、当該入札参加希望者が以下に示す入札参加者が備えるべき入札参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを審査する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

なお、共同体による参加も可能であるが、この場合はあらかじめ共同体の構成員の中から、業務代表者を選定し、共同体の構成員全てが参加資格要件を満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉県における物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 入札公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等（平成30年4月27日付け千葉県公告）に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 入札公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 過去5年間に、大規模（参加者が概ね1万人以上）なスポーツイベント（中止したイベントを含む）の総合的な企画運営を受注した実績を有すること。
- (6) 総合評価委員会の委員が役員又は従業員として従事していないこと。

第4 第二次審査

1 入札書類の確認

実行委員会は、入札説明書等に示す必要な入札書類が全て提出されているかを確認し、提出書類に一つでも不備がある場合は、失格とする。失格となった者の提出した入札書類は一式返却する。

2 入札価格審査（開札）

開札は、原則として入札者又はその代理人による立会いの下で実行委員会が行うものとする。

開札の結果、入札書に記載された入札価格が予定価格の110分の100を超える場合又は次に掲げる入札の無効の要件に該当する場合は失格とする。失格となった者の提出した業務提案書等は開札後に一式返却する。

- (1) 第一次審査後に入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札公告等で示した提出期限までに、入札公告で示した提出場所に入札書類が到達しなかったとき。
- (3) 明らかに談合であると認められる入札。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者による入札。
- (5) 本入札について、自己のほか他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人となった者による入札。
- (6) 本入札に対して、2以上の提案をした者による入札。
- (7) 次に該当する入札書による入札。

ア 購入等件名又は入札金額のない入札書

イ 入札参加者本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書

ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）

エ 復代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名）又は復代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）

オ 購入等件名に重大な誤りのある入札書

カ 入札金額の記載が不明確な入札書

キ 入札金額の記載を訂正した入札書

ク 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書

- (8) その他、提示した事項及び本入札に関する条件に違反したとき。

3 基礎審査

実行委員会は、業務提案書等に記載された内容が、次表に示す審査ポイントを満たしていることを確認する。記載がない場合又は記載内容が不十分で業務提案審査において評価することが困難な項目があった場合は失格とする。

項 目	審査ポイント
業務提案について	・ 事業の目的を正しく理解した提案になっているか。 ・ 提案内容は提案仕様書の要件を満たしているか。
業務計画について (体制・計画・費用)	・ 業務実施体制が具体的に記載され、実現可能な内容となっているか。 ・ 業務責任者が明示されているか。 ・ 業務実施計画が具体的に記載され、実現可能な内容となっているか。 ・ 業務範囲に含まれる全ての費用が見込まれているか。

4 業務提案審査及び総合評価

総合評価委員会は、入札価格を（１）により点数化する。また、業務提案書に記載された内容を（２）に示す方法によって評価及び点数化し、その合計点数をもって総合評価を行う。

$$\text{総合評価点（５００点）} = \text{入札価格点（１００点）} + \text{業務提案評価点（４００点）}$$

※（ ）内はそれぞれの配点を示す。

（１）入札価格の評価方法（入札価格点）

入札参加者が提示した入札価格は、下記の算出式により、予定価格の制限の範囲内で入札金額が最も低いもの（以下「最低入札価格」という。）を満点（１００点）とし、最低入札価格と入札価格の割合に基づき当該入札参加者の入札価格点を算出し、点数化する。点数は、算出された得点の小数第３位を四捨五入する。

$$\text{入札価格点} = \text{入札価格点の配点（１００点）} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

（２）業務提案書の評価方法（業務提案評価点）

業務提案書の評価については、下記の順に従って業務提案評価点を算出する。

- ① 各委員は別表アに示した評価項目について評価を行うものとし、同表の評価項目ごとの配点に、別表イに示した評価水準に応じた加点比率を乗じて得た点数を当該委員の各評価項目の点数とする。
- ② ①により算出した各委員の評価項目の点数を合計し、平均したもの（小数第3位を四捨五入）を入札参加者に対する当該評価項目の点数とする。
- ③ ②により算出した各評価項目の点数を合計したものを当該入札者の業務提案評価点とする。

なお、適切な評価の実施及び事業の円滑な履行と事業成果の確実性を担保することを目的に、**③で算出する業務提案評価点が配点の50%（200点）未満となったときは、最低限の要求水準を満たしていないものとして失格とする。**

別表ア 業務提案評価項目及び配点

評 価 項 目		配 点	
1 大会の構成・内容	スポーツの振興や大会参加者の満足度向上（強風等によりアクアライン橋梁部が走れなかった場合でも満足度を低下させない対応を含む。）などに資する内容になっているか。	20	50 点
	東京湾アクアラインの橋梁部を含むコースであるという特徴やランナーの体調不良（熱中症、低体温等）を未然に防ぐための方策を理解し、テロ対策等を含め総合的な安全対策が提案されているか。	30	
2 県の魅力発信及び地域貢献	ランナーやマラソン初心者が参加したくなるような、県の魅力を国内外に発信することができる内容となっているか。	20	120 点
	大会の周知を図るための効果的なイベント企画やそれに伴う危機管理対策が具体的に提案されているか。	30	
	インターネット、SNSによる情報発信等、様々な媒体等を活用した、より効果的・効率的な大会及び千葉の魅力のPR方法についての企画提案がなされているか。	50	
	大会を実施するに当たり、県内事業者の不利益軽減に配慮する内容となっているか。	10	
	大会開催を千葉県の地域活性化に結びつける内容が盛り込まれているか。	10	

3 協賛金等の獲得戦略及び協賛企業の管理	大会運営に必要な協賛金や物資等の確保に向けた具体的なプロセス（県内及び県外の新規協賛企業獲得方策を含む）が示されているか。	30	110 点
	協賛セールス実施、協賛企業との連絡・調整及び協賛金や協賛物資の管理に係る運営体制が整っているか。	30	
	企業が協賛価値を見出すことができるスポンサーメリット及びその行使方法が具体的に示されているか。	50	
4 業務の実施体制	マラソン開催業務に精通した人員が十分に配置され、かつ本委託業務を円滑に遂行し、発注者からの要望（危機管理、輸送体制、雨天対策等）に迅速、柔軟に対応できる実施体制・計画になっているか。	30	120 点
	業務の実施に当たり、関係機関及び本業務委託の実施に関する全ての関係業者との連絡体制並びに情報共有がなされているか。	30	
	災害等に対する危機管理対応策について、大会前当日の他、長期的な視点に立った情報収集や分析等、具体的な提案がなされているか。また、それらに対処するための危機管理体制がとられているか。	30	
	計画・業務等が適正な積算に基づいて提案されているか。また、ノウハウを活用した業務経費抑制を図るための具体的な提案がなされているか。	30	
業務提案評価点			400 点

別表イ 評価水準

評価水準	加点比率 (点数＝配点×加点比率)
提案による効果が大きく期待できる	100%
提案による効果が期待できる	70%
普通	50%
提案による効果があまり期待できない	30%
提案による効果が全く期待できない、又は提案がない	0%

5 優秀提案者の選定

総合評価委員会は、入札価格点と業務提案評価点を合計した総合評価点の最も高い者を優秀提案者として選定する。

6 低入札価格調査制度及び調査基準価格

- (1) 本入札は、千葉県が定める「委託業務低入札価格調査実施要領」の例による。
- (2) 調査基準価格は予定価格に100分の70を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）とする。

7 低入札価格調査

- (1) 優秀提案者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は低入札価格調査を実施する。
- (2) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下、「低価格入札者」という。）（優秀提案者でない者も含む。）は、事後の事情聴取等の調査に協力すること。事情聴取に協力しない者は、入札を無効とする。
- (3) 低価格入札者（優秀提案者でない者も含む。）は、開札をした日の翌日から起算して4日以内（この期間に千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成し提出しなければならない。期限までに提出しない者は入札を無効とする。
- (4) 低入札価格調査の結果、優秀提案者が入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、その者を落札者とする。
- (5) 優秀提案者が低入札価格調査に協力しない場合又は調査の結果、落札者となるべき者の入札価格をもっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるものであった場合は、その者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内をもって入札を行った他の者のうち総合評価点の最も高い者（以下、「次順位者」という。）を落札者と決定する。なお、次順位者が低価格入札者であった場合には、同様に調査を行い（4）、（5）により落札者を決定する。
- (6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。
- (7) 低入札価格調査を受けた者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に添付することとする。

第5 落札者の決定

実行委員会は、総合評価委員会の評価を踏まえ落札者を決定する。

なお、優秀提案者が複数いる場合には、当該優秀提案者によるくじ引きにより落札者を決定する。